

管理 No.	F023
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課
(自立支援給付係 /内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	介護給付費等の支給の要否の決定、変更の決定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
	根拠規定条項	第22条第1項 第24条第2項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) / 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年厚生労働省令第19号)
	基準規定条項	法第22条 第24条 / 規則第12条
審査基準	<p>介護給付費等（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費）の支給要否決定に当たっては、次に掲げる障害者自立支援法施行規則第12条に規定する事項を勘案して行う。なお、障害支援区分の認定については、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）第2条に掲げる状態区分により、市町村審査会の審査及び判定を経て決定する。</p> <p>(1) 障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況</p> <p>(2) 障害者等の介護を行う者の状況</p> <p>(3) 障害者等に関する介護給付費等の受給の状況</p> <p>(4) 障害児が現に児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援又は同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況</p> <p>(5) 障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況</p> <p>(6) 障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（第3号から前号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況</p> <p>(7) 障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容</p> <p>(8) 障害者等の置かれている環境</p> <p>(9) 障害福祉サービスの提供体制の整備の状況</p>	

標準処理期間 (経由機関の日数)	
本票の作成日	平成29年2月3日作成
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正

審査基準（裏面追加）

	基準内容
審査基準等 補足	